

## 第 6 回

# 新ごみ処理施設整備検討委員会

平成30年3月19日（月）

山辺・県北西部広域環境衛生組合

○開催日時

平成30年3月19日（月曜日）午後3時00分より

---

○開催場所

天理市役所5階会議室（533会議室）

---

○出席者：委員（9名）

氏名	所属団体・役職等	委員区分	備考
渡辺 信久	大阪工業大学 工学部 教授	1号委員 学識経験者	委員長
橋下 勝彦	白川溜池土地改良区連合 理事長	4号委員 各種団体代表者	副委員長 (署名人)
大下 和徹	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授	1号委員 学識経験者	
芦村 正司	櫛本町六総区長会 代表	3号委員 地域住民代表者	
阪本 正敏	岩屋町区長	3号委員 地域住民代表者	
佐藤 孝則	NPO 法人環境市民ネットワーク天理 理事長	4号委員 各種団体代表者	
大中 由美	天理市女性教育推進連絡協議会 運営委員	4号委員 各種団体代表者	
中井 敬治	一般公募	5号委員 一般公募	(署名人)
松本 清一	一般公募	5号委員 一般公募	

事務局：川口事務局長、井上事務局次長、山下係長、武田主任

事務局オブザーバー(八千代エンジニアリング株式会社)：小林、長岡、津村、市原

---

○欠席者：委員（3名）

氏名	所属団体・役職等	委員区分	備考
赤木 肇	一般財団法人 環境事業協会 技術部 技術協力担当課長	2号委員 学識経験者	
尾関 正春	櫛本校区区長会 会長	3号委員 地域住民代表者	
稲田 利也	山の辺校区区長会 会長	3号委員 地域住民代表者	

---

○会議日程

1. 開会あいさつ

2. 議事

(1) パブリックコメントの実施結果及び委員会の考え方について

(2) 施設整備に関する基本仕様書（案）（答申案）の確定について

---

○配布資料

・委員会次第

・山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備に関する

基本仕様（答申案）に対する意見と委員会の考え方・・・資料1

・新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書等の策定について（答申）

・新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書（案）

---

## 1. 開会あいさつ

事務局：本日は公私ご多忙の中、「第6回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会」にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより第6回検討委員会を開催させていただきます。

最初に開催にあたりまして、事務局長よりごあいさつを申し上げます。

事務局長：みなさん、こんにちは。本日は最後の委員会となります。みなさまには公私ご多忙の中、出席いただきまして大変ありがとうございます。

本年2月1日から3月2日の期間に、新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書案についてホームページに掲載の上、パブリックコメントを実施しました。ご意見に対して、この会議でご検討いただいた上で、新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書を確定していただき、答申したいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

事務局：ありがとうございました。

次に、本日の出席委員数は12名中9名で、過半数に達しておりますので、検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

併せて、この検討委員会は公開要綱第2条第1項により、原則として公開することになっておりまして、本日の傍聴者は4名でございます。

また、同じく第6条第1項の規定により、委員会の議長は委員長にお願いすることになっております。

それでは、お手元の次第により検討委員会を進めていただきます。ここからの進行は渡辺委員長、よろしく願いいたします。

委員長：みなさん、こんにちは。ただいまより「山辺・県北西部広域環境衛生組合第6回新ごみ処理施設整備検討委員会」を開催いたします。お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

本日の会議録署名人でありますけれども、中井委員と橋下副委員長にお願いしたいと思っております。よろしく願いします。

## 2. 議事

### ・協議事項

(1) パブリックコメントの実施結果及び委員会の考え方について

(2) 施設整備に関する基本仕様書(案)(答申案)の確定について

委員長 : パブリックコメントを2月1日から3月2日まで30日間を行いました。  
実施結果および委員会の考え方について、事務局より説明いただきます。

事務局次長 : (資料1の説明)

委員長 : ありがとうございます。答申内容はこのままでどうかということと、答申にあたりまして、管理者に対して委員会から考え方というのも付けることも可能ですが、これだけのパブリックコメントがあり、非常に関心を集めておりますので、何らかのものを付けてもいいのではないかと考えております。そういうことも踏まえて、みなさまからご自由にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

A委員 : 後半のペット火葬で懸念ということですね。これだけたくさんの意見が出ているわけですから、この委員会としては何もしないというもの。

個人的に思うのは、生き物をどのように私たちが捉え、関わりを持ったらいいいのかというのは本質的な課題だと思います。その中でもペットは、野生動物と違って特別な意味合いを持っていると思います。そういったペットが今の天理市の場合、クリーンセンターのピットの中に放り投げることについて、そういった気持ちがなくても、実質的にはそのような対応をせざるを得ない状況ということで、たくさん意見が出ているのだと思います。

私が思うのは、当然新ごみ焼却施設では対応できないと思いますが、この委員会の付帯意見として何かできないか。例えば、組合は10市町村広域の形でやっています。この市町村の中には、動物用の斎場を持っているところがあったと思います。そうすると、今検討しているところにもペット火葬施設を造ることになると、重複するところも出てきます。もちろん、

それが本来の趣旨ではありませんので。パブリックコメントは天理市周辺の方々からのご要望ということを考えてときに、やはり天理市に対して、このような意見があったと。多数の意見があったということは、この委員会の中での付帯意見として、答申の中に入れるべきではないのかなというふうに、私は個人的に思います。

ただ、こういう形の意見がありましただけの結果だけではなくて、委員会でも意見が出ていたということは、このコメントに対する対応が大事なことだと私は思いますので、それは委員会の中で議論していただければありがたいなというふうに私は思いました。以上でございます。

B委員：動物炉設置のことですが、そういう計画は当初から入っていません。

我々地元住民から言わせれば、なぜそれがパブリックコメントで出てきて、それをA委員が言うように考えていけないといけないのか。これでは地元住民に説明がつかないです。私は動物炉設置に絶対反対です。当初からごみの焼却場だということで進んできて、住民説明会もやりつつ進んでいるわけです。なぜそれにプラス、意見が出ていて、動物炉設置を考えますと。我々地元住民から言わせれば、これでいけばもう白紙撤回です。だから、全くこれは考える必要がないと思います。

C委員：お2人の意見は、どちらもそれなりに説得があると思います。B委員のおっしゃるように、この委員会でペットの焼却処理について焼却炉を設けるというのは、これは検討対象から外さないといけないだろうと。しかしこれだけ住民の意見が出ている。ペットを飼っている家庭が多いということになれば、事務局から、天理市の環境政策課にそのことを具申するというのは必要だと思います。ここまで意見があるということで。

当委員会での検討については対象外とのことですが、おっしゃるとおりです。これを検討したら、話がややこしくなると思います。公害の問題もあるでしょうが。10市町村の中の4町では既に斎場で公的な動物炉の設置をされているということなので、10市町村で検討するというのもおかしな話。これは別途検討してもらおうということで、この委員会から答申をしていただきたいと思います。

それから、26件のパブリックコメントの内容を事務局から配布されたときには問題が多いなと思いましたが、この回答内容を見ていますと、特に問題ないと理解しました。ですから、特に意見は。納得いたしました。以上です。

委員長 : 動物の死体処理について、大きな動物を入れると水分が多いので、すぐに燃えないと思います。特に大型犬やイノシシとかになりますと、ペットじゃないのですが、バーナーで十分に焼いて、そのガスを排ガス処理のほうに入れるというのは可能だと思いますが、今の状態でそのままいくと、大型犬などは水分が多いまま処理してしまうのです。ですから、それよりは燃焼の安定に寄与できるものがあるかもしれないとは思っているのですが、それをペットの火葬炉というと、これは話が違うというのは確におっしゃるとおりなので、燃焼の安定に資するものであるならば、そういった施設はあってもいいかなとは思っております。廃棄物として取り扱う範囲内で。大きくない焼却施設については、大型動物をそのまま入れてしまうのがちょっとよろしくないかなと思っているので、助燃装置はあってもいいかなと。

B委員 : ペットの火葬場については、当初からそういう計画がなかったもので、造るのなら、よその場所で造ってください。我々、この動物炉設置の話を進めるなら白紙撤回しないとしょうがないです、地元住民としては。受け入れられないです。意見としてはいろんな意見が出てくる。でも、どういう施設を造るかということで、初めから答申に向けて進んでいたわけです。ごみの焼却施設の話です。ペットの火葬場と違います。論外です。地元としても、ごみの施設はどこかで必要やという形で、協力体制で複数の自治会が協力して、了承して話を進めていたわけです。このような意見聞いて、それで通すのなら、もう我々は白紙撤回です。

C委員 : ペット、ペットと言いますが、要するに動物の死骸やから、そこらの道端において交通事故等で死んでいる犬について、これはクリーンセンター

が取りにきて、燃やしているわけです。だからピンからキリまであるわけで、ネズミみたいな小動物でもペットにしている人はいるでしょうし、また大型犬もあるということからすれば、これは議論せずに、さっきも言っているように、環境政策部門での対応を。それはやはりこれだけの意見があるのですから、無視できませんよということで。天理市として検討してもらわないといけないのだらうと思います。

D委員：ペットと動物の死骸とは全く別物で、ペットはあくまで自己責任で、自分の責任で飼っているものです。例えば、交通事故で死んだ一般の動物死骸は全く別物です。それはもうB委員さんの意見がごもつともかなという気がします。やっぱり最後まで自分の責任で処理しないといけません。初めは、子どもの時はかわいい、かわいいで飼っていて、最後の後始末だけ行政に依頼するというのも、どうなのかと私は思います。やっぱり最後まで自己責任でいくのが基本だと思います。

それともう一点、温浴施設の件ですが、我々は全然イメージがつかないのですが、どういう具体的な。

事務局長：温浴施設について造るということは、この委員会で決めていただきました。委員会から設置するよという意見をいただいて、どういう形で施設の中で造れるかというのを、今後詳細を検討していくということです。

D委員：なるほど。

委員長：他にご意見はございませんか。

B委員：この委員会で、自分がこの場で発言した集中豪雨。雨量にする対策をどうするかということ、この答申の中へ入れていただきたいです。檜川水系、高瀬川水系。問い合わせたら、過去10年間の量の平均を取って数値にしたのが、現在の河川の管理のやり方という、一部そのようにお聞きしましたが、平均ではなく豪雨となれば、いつどこで発生するか分かりません。



そのときに、焼却施設からの雨水の河川への流入は6対4の割合で、6が楢川、4が高瀬川に。粗大・リサイクル施設からは100%高瀬川へ流入します。受け皿をやっぱりきちんと示しておいてもらわないことには。

住民は、もしも水害が起きれば、あの施設が来たことにより水害が発生した等の問題が出てきます。高瀬川の整備、環境保全と一緒に、水害への整備も答申の中へ入れて欲しいと思います。

事務局長：当然、開発に伴って調整池の設置も考える問題だと思います。但し、この答申の中には、基本的に検討する項目に入っていません。今後、開発に伴って設計が出てくる段階で、地元に対して水の対応についてはこういう形ですと、本組合からまたご説明に上がるということで。この答申の中に今言われている形の文言を入れることというのは、適さないというふうに思いますので。

高瀬川にしても楢川にしても、管理が1級河川ですので県の管轄になります。豪雨というのは、あちこちでいろんな形で起こります。先ほどおっしゃったように、1級河川の改修計画というのは10年確率、要するに10年に1回の雨を想定してやっているわけです。それをもっと大きく雨量を計算すれば、大きな川幅を必要とするので、奈良県全体は10年確率で今どこでもそういう形で計画していますので、それ以上の雨が来れば、若干浸水したりする可能性はありますけれども。

B委員：今の世の中で集中豪雨はどこで起こるか分からない。でも、一番に我々が立場上心配するのが、施設ができたことによって水害が起こりました。このようになったときが問題です。答申に入れてもらったら、広域10市町村の市町村長や住民にもわかってもらえますので。

事務局長：十分承知していますが、この基本仕様書の答申の中に盛り込む内容ではないので。

C委員：集中豪雨の場合、この開発でどの程度、今まで以上に川へ放流される水量が増えるのかどうか。それはある程度計算できますよね。

事務局長：基本的に開発する場合の調整池の量等は、もう決まっています。それは必ず設けますので、それ以上の量を設けるというのも、なかなか敷地の問題もありますから厳しいですけども、少なくとも必要な量は設けます。本来ならば、この開発手続きは要らないということなので、これは行政がやるものですから、必ず開発の基準に基づいて調整池も設けるつもりはしております。その辺はクリアしていくつもりでおります。

C委員：クリアしているかどうかは、まだはっきり分かんというわけですね。現状のままよりも集中豪雨があっても、川へ放流される水の量が増えることはない。

事務局長：現状から増えることはないということですね。

C委員：少なくともそういう証明は、やっぱり示していただければと思います。

事務局長：そうですね。田んぼであれば流出量が遅いけれども、要するに造成してしまうと水がすぐ流れていくと。そういう形の計算をして水をためなさいという形になっておりますので、それは県にも、計算書も含めて申請します。それ以上にB委員は望んでいる部分と思うのですが。

D委員：B委員、岩屋町の上流に、奈良市の米谷に奈良市の最終処分場があります。谷を2つ潰して、高瀬川へ流れてきます。それでも、あれだけ大規模な設備のところでも調整池を造って、急激にゲリラ豪雨が発生しても、調整池で十分調整します。ですので、ここで調整池を造るとのことであれば。

B委員：高瀬川に白川溜池の水が流れてきて、そこから下で豪雨が起きたとき、どうするのかということにもなってくるわけです。櫛本町内の高瀬川では

ある程度の豪雨でも満水になるわけです。やはりこういう項目だけは。環境面全体で。

D委員：そうですが、答申に入らなくても、ここで議事録として残りますので。

事務局長：それは必ずまた別の会議で報告します。この答申の中ではどのような施設を建てるかということで協議いただいているので、理解しておいてください。

委員長：答申に入れにくいのですが、環境アセスメントの方でやっていただけるのでしょうか。

事務局長：洪水調整の話はおそらくないです。水質調査とかはありますが。

事務局次長：集中豪雨があったときの水の濁りとか、させていただきますが、集中豪雨によって川が氾濫するという項目はないです。

事務局長：ご心配しておられるのはそのとおりですが、前回も言ったと思うのですが、白川ダムで洪水調整池の機能を持っていますので、平成10年以降はまず高瀬川から白川ダムに入って、調整していますので。

副委員長：この議論になっている水の心配というのは、最近発生しているゲリラ豪雨で、住民への大きな被害が心配であるとのことですが、これは実際に建てる面積の部分で、開発基準の中で一定の貯水池を造らないといけないというのが、許可の中にあります。その際に、そこのゆとりをどう見るかという形で、十分に検討いただくという内容になると思います。そこをご理解いただけたらありがたいかなと。

開発計画の中で、どの程度きちんと貯水池を確保するかを十分検討してもらおうという形で。今回の会議における議事録は、僕も署名人ですし、水のご心配について議論した事を署名して残す形でご理解いただければありがたいと思います。

B委員 : わかりました。

副委員長 : 水の心配はそういうことで、一つよろしく申し上げます。

委員長 : 先ほどの動物の件ですが、「焼却に悪影響を及ぼさないように注意されたい」というような、そういう考え方を入れるのはいかがですか。天理市では大型動物をそのまま処理していたとのことですので、そこを改善してほしいという表現でしょうか。

事務局次長 : 流動床式という焼却方式も選定されておまして、焼却方式にはストーカ式と流動床式があります。流動床式になれば、初めに破砕施設が必要になりますので、なかなかそこに動物を投入するとちょっと厳しいかなという思いはします。ストーカ式でしたら、乾燥ストーカに直接入っても、比較的うまいこと流れていくでしょうし。しかし、委員長が言われたように、流れていかない部分もある可能性が。以前、鹿を入れたときは、そのまま出てきたということは、やはりありましたので。

委員長 : そういうこともあるのですね。

事務局次長 : あります。現在、鹿の場合は必ず解体して持込しないと、入れられないようになっていきます。その辺はやはり事業者側がどのように解決するかとかもございますので、委員長が言われたように、適正処理するという面につきましては、現在の天理市環境クリーンセンターでは十分対応できていないということが実情です。

委員長 : だから、入れたらそのまま出てきて。

事務局長 : 大きいものはそうですが、通常の犬猫については。

E委員 : ペットの話は、もう置いておいたらいいのではないですか。議論すべきなのは、ペットと野生動物を分けて考えないといけないわけで、道で死んでいると必ず焼かないといけないものと、ペットを分けて考えてですね。

B委員 : どっちにしても、もうペットのことは置いておいて、考えないようにしましょう。

事務局次長 : 現在、道で死んでいる動物は、職員が昼間でしたら回収しに行って、段ボールに入れて、そのままいったんピットに落として、クレーンの人に手を上げて、今入れたから、その部分だけあげてくださいと言っています。

E委員 : そのときに、委員長も言われているような、いわゆる大きな水分の塊が炉に入ったときの、影響みたいなものがあるかどうかですね。

事務局次長 : 小さいのは、おそらく大丈夫だと思います。ただ、大型動物の場合、厳しい部分があるかなと思います。

E委員 : そこが議論の争点で、それ専用にあせきするようないものを付けるかどうかという話が論点になってきますね。

委員長 : 今までそのまま入れていたことは、技術上の安定性を保つという面ではよろしくないなので、それを配慮してもらいたいです。他にありますか。

B委員 : ペットについて、飼い主は費用的に安いところで処理してもらえと言って、今まで民間の動物霊園等で火葬してやったことを、公で造るのは話の趣旨が違います。ごみ処理施設を造りましょうということです。ペットまで考えていましたか。それなら、初めから動物の火葬場も造ります。どういうふうに造りますよということで話を進めないと、地元は納得しないですよ。

A委員 : 私が最初にペットの火葬場の話はいいのではないかというようなことでスタートしたように思えたかも分かりませんが、基本的に検討しているごみ焼却施設にペットの火葬場は合わないよという前提の中で、これだけたくさん意見があったので、答申には入らないかもしれませんが、委員会の中にこういう意見があって、天理市の方で考えてください程度の言葉としてどうかという提案をしました。

B委員 : だから、この意見があるのなら、別の場所で考えてください。

A委員 : そうですね。ここではそぐわない前提の中での、私の提案です。

事務局長 : 委員会としては検討しないけれども、この話は天理市で考えてくださいという文言を入れるかというところですよ。

B委員 : そうです。別で天理市として考えてください。

委員長 : そういうふうにはペットということじゃなくて、パブリックコメントでこれだけペットに関するものが幾つもありましたが、本来、廃棄物処理の施設として検討してきているものであるもので、ペットについては天理市の話。よく見ると天理市と書いていますので、天理市中心に別途考えていたきたいというのと、あと、結構気になりましたのが、そのまま動物の死体を入れると燃焼に問題が起こってくるので、そういうことはないようにしていただきたいというのは、考え方として入れたいと思います。

F委員 : 今、一般ごみと一緒に入れてくださいということですが、新しい施設になったら、それはどのように対応していくのか。もう動物は一般ごみとは一緒に入れないでくださいという。

委員長 : これからも、今のやり方では、小さかったら一緒に入れると思います、

事務局長：一緒にというのは、まず持ってきた方がピットへ投入するというのは、気持ち的に支障があるので、職員が預かって、投入させていただくというやり方。今はもう嘉幡のクリーンセンターでもそういう形になっていますので、それは変わらないと思います。

F委員：分かりました。

B委員：だから公でしたら、いろいろそういうややこしい問題が出てきます。今現在行われているように自然な状態でやればいいのです。

委員長：そうですね。天理市内では、民業でペットの供養しているところはあるのですか。

事務局長：2カ所あります。

委員長：それを圧迫してもいけませんので、確かにそうかなと。これでよろしいですか、ペットについて。

事務局次長：それでは、考え方の中で安定燃焼について入れさせていただいて、工夫するようにとの内容でよろしいでしょうか。

委員長：そうですね。

事務局長：ただ、ここでそれを入れると、どうでしょう。どういう書き方をするか。

委員長：供養施設ではなく、廃棄物の処理施設としての話ですので。

廃棄物として取り扱っているということで、ペットということについては言及しないと。そして、天理市が別途考えてくださいというと、委員会としてそこまで言うこともないと思うので。

事務局長：それでは、これについては原案通りということですね。

委員長：そうですね。ほぼ原案の通りに。

事務局長：わかりました。それでまとめます。

委員長：それと1点、よろしいですか。VOCの件でこの書き方が気になっていまして。活性炭はありますが、隙間から出ていくことは実際あるので、そのようなことがないように建設にあたっては注意されたいというのを。基本仕様書に書くこともないので、あくまで委員会の考え方ということで入りたいなと実は思っております。ここは少し注意したいなと思っております。よろしいですか。

E委員：別の項目ですけれども、資料1の3ページ21番に対する回答ですが、「国崎クリーンセンター並みに基準値に下げるためには」というくだりがありますが、多量の薬剤を投入しなければならず、そのことで白煙が生じやすくなるというのは、僕はちょっと理解できなかったのですが、薬剤をたくさん使うと白煙が出やすくなりますか。

委員長：これは塩化アンモニウムですね。

E委員：紫煙のほうですか。

委員長：はい。紫と書けばいい。

E委員：同じですが、もう白煙とか言わずに、景観上の問題にもつながるような書き方をするほうがいいかなと。

D委員：表現が長過ぎですね。

事務局次長：これは「紫煙」にしますか。



委員長 : はい。人里離れているから、出ているのかどうかはあまり見えません。ただ、NO<sub>x</sub>はかなり低いです。

事務局次長 : それでは、それでは8番のVOCの関係ですが、活性炭フィルターを通して建屋外に排出するとともに、工事建設にあたっては最新の技術を導入し、注意させていただきますと。そのような表現で。

委員長 : 最新でなくていいので、漏れやバイパスがないようにしていただければ。

事務局次長 : わかりました。

委員長 : これは難しい問題です。労働環境のことを考えますと、風通しを良くする方がいいに決まっています。しかし、それで活性炭を付けているけれども実は外に流れたとかいうことになるのです。そこをどの程度できるか、とても大事だと思います。

委員長 : 他は、特にご注意いただくところはないですか。

答申書自体を書き換えるということはありませんで、委員会としての考え方というところで、まずパブリックコメントでペットの火葬場ことが出ましたが、これについてはあくまで廃棄物の処理施設として、最善を尽くす方法でやりますということ。

それから、VOCのところでも漏れがないようにということ。大きくその2点かと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで私からは終わります、事務局にお返しいたします。

事務局長 : それでは、最後になりましたけれども、委員の皆さまには昨年6月から6回の検討委員会、そして2回の専門部会を開催させていただきまして、事業を進めるにあたっての根幹となる基本仕様書の作成にあたりまして、常に熱心にご協議いただきまして、大変ありがとうございました。事務局といたしましては、平成36年2月の稼働を目標に事業を進めてまいりたい

と考えておりますので、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。あいさつと代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

事務局 : 最後に管理者への答申についてご案内します。3月28日の水曜日に渡辺委員長と橋下副委員長より、並河管理者に対して答申をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

一 同 : ありがとうございました。

---

平成30年 3月 19日

会議録署名人 中 井 敬 治

会議録署名人 橋 下 勝 彦

委 員 長 渡 辺 信 久